

第4章 具体的な取組

1 がんの予防とがん検診の受診率及び質の向上

(1) 予防対策の推進(生活習慣の改善)

がんなどの生活習慣病の予防をはじめとする健康増進のため、栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒、喫煙などに関する生活習慣の改善を進めます。

特に、がんの予防には喫煙防止への対策が大切です。受動喫煙も含め、喫煙による健康被害の回避を進めます。

【個別目標】

目 標	現 状 値	目 標 値	目 標 年 度
成人の喫煙率の減少（喫煙をやめたい者がやめる）	26.0% (平成21年国民健康・栄養調査)	12.0%	平成34年度

(取組の方向性)

- ・ 県ホームページを通じての広報など、喫煙や受動喫煙の健康影響についての正しい知識の普及を図っていきます。
- ・ 禁煙希望者への支援として、禁煙外来や相談窓口等について、ホームページや各相談窓口で情報提供を行います。
- ・ 妊婦や子育て家庭への喫煙・受動喫煙対策を推進します。
- ・ 未成年の喫煙防止対策に当たっては、業界団体と連携した未成年の喫煙防止対策を推進します。
- ・ 公共施設等における全面禁煙・空間分煙実施認証施設※の増加を推進します。
- ・ 食塩使用量が少なく野菜使用量の多いメニューの基準をつくり、弁当や飲食店などへ普及します。
- ・ 運動による生活習慣の改善について検証し、効果のある取組の普及を図っていきます。

- ・メタボリックシンドローム※の予防のため、特定健康診査及び特定保健指導※の受診促進を図ります。
- ・食育の推進や生活習慣の改善などに関する事業の推進等により、正しい生活習慣の普及啓発を実施します。
- ・社員や職員の健康づくりに積極的に取り組むことを宣言した企業及び団体をホームページなどでPRし、生活習慣の改善への気運を高めていきます。

(2)がん検診の受診率及び質の向上

がんを早期発見し、早期治療するため、がん検診を受診しやすい環境を整えるとともに、県民に対しがん検診の必要性について理解を求め、がん検診受診者を増やしていきます。

また、がん検診の精度が低いとがんの見落としや不要な精密検査を受診することとなるため、検診精度向上のための精度管理を進めます。

【個別目標】

目 標	現 状 値	目 標 値	目 標 年 度
がん検診受診率			
・胃がん検診	男性 33.1%	50.0%	平成29年度
	女性 24.8%		
・肺がん検診	男性 25.1%		
	女性 20.9%		
・大腸がん検診	男性 29.8%		
	女性 24.1%		
・子宮がん検診	22.3%		
・乳がん検診	22.9%		
	(平成22年国民生活基礎調査)		

*国のがん対策推進基本計画では、胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診については当面の目標値は40%とされています。

目 標	現 状 値	目 標 値	目 標 年 度
がん検診受診推進サポーター・がん検診県民サポーターの養成者数	3,000人 (平成24年9月現在)	13,000人	平成29年度

(取組の方向性)

ア がん検診の受診率向上

コール・リコールなどの積極的推進

- ・市町村は、がん検診の受診率向上を図るため、個別通知（コール）や未受診者への再通知（リコール）などの効果的な勧奨方法を検討し、推進します。
- ・県は、先進事例の提供・効果的な実施方法等について、市町村担当者会議などを通じて情報提供などの支援を行います。

利便性を考慮した受診機会の提供

- ・市町村は、地域医師会や検診機関等と協力し、がん検診の土日実施、早朝・夜間実施、近隣市町村での受診機会の提供など受診者にとって利便性を高めた受診機会の提供を進めます。
- ・県は、ホームページ・リーフレットなどを利用した県民への情報発信などを行います。

【利便性を考慮した県内の事例】

A市の事例（全てのがん検診の受診率が県内上位）

○集団検診

- ・特定健診とがん検診を同時に受診できる「総合検診」を実施。市民は個別の手続きが必要なく、一度に5つのがん検診を受診できる。
- ・乳がん検診、子宮がん検診は、女性医師が対応する。

○個別検診

- ・郡市医師会の協力により、A市の住民が同じ医師会内の他の市の医療機関で、受診が可能。

民間企業等と連携した受診勧奨

- ・本県においては平成21年度から民間企業とがん検診の受診推進に関する包括協定の締結を推進しています。民間企業等と連携して様々な機会ですべて普及・啓発を推進していきます。
- ・包括協定締結企業等とがん検診受診率向上に向けた効果的な取組を検討するため、定期的な協議や協定企業大会を行っていきます。
- ・さらに、包括協定締結企業等の社員・職員をがん検診受診推進サポーターとして継続して養成し、より多くの県民に個別直接的な受診勧奨を進めていきます。

県民と協働した受診勧奨

- ・県は、がん検診を身近で勧めるがん検診県民サポーターを継続して養成を進め、県民サポーターは自らががん検診を受診するとともに、周囲の人たちに受診を勧奨し、草の根レベルでの検診受診を推進します。

イ がん検診の精度向上

生活習慣病検診管理指導協議会

- ・埼玉県生活習慣病検診管理指導協議会のがんの部位別に設置されている部会において、市町村で実施されている各がん検診の実施状況の検討や事業評価を行い、がん検診の精度管理向上を図ります。

がん検診従事者の技能向上

- ・医師会や医療機関と連携したがん検診従事者技能向上講習会の実施により、検診に従事する人材の育成や検診精度や技術の向上を行います。

市町村における精度管理・事業評価

- ・市町村のがん検診のプロセス指標（精検受診率、要精密検査、がん発見率）の改善、活用を目指した関係者への普及啓発及び支援を行います。
- ・各市町村が実施するがん検診について、検診の実施方法や検診データの分析を行い、各市町村及び検診実施機関の事業評価を行うとともに、その結果を市町村に還元することにより、各市町村における検診の事業評価を支援していきます。
- ・がん検診で要精密検査とされた者に対する精密検査の受診促進の方策について検討し、精密検査受診率の向上に努めます。

がん検診の新たな検査項目への対応

- ・胃がん検診に関するABC検診などについて、国の動向を踏まえ、県として必要な対応を行います。

(3) 女性のためのがん対策の推進

本県では、女性特有のがんである乳がん、子宮がんは、年齢調整死亡率（75歳未満）が上昇、横ばいの状況にあることから、女性に重点をおいたがん対策を進めます。

【個別目標】

（再掲）

目 標	現 状 値	目 標 値	目 標 年 度
がん検診受診率 ・子宮がん検診 ・乳がん検診	22.3% 22.9% (平成22年国民生活基礎調査)	} 50.0%	平成29年度

目 標	現 状 値	目 標 値	目 標 年 度
乳がん検診マンモグラフィ読影認定医師※数	399人 (平成23年度末NPO法人マンモグラフィ検診精度管理中央委員会)	650人	平成29年度

(取組の方向性)

女性のがん検診受診率の向上

- ・県及び市町村は、がん検診受診率が低迷し、かつ年齢調整死亡率が上昇している乳がん及び年齢調整死亡率が横ばいである子宮がんを重点的に受診勧奨するため、モデル事業に取り組みます。
- ・女子学生等向け講座の開催、女性のがん検診を受診しやすい環境の整備、女性特有がんの特化した受診勧奨ツールの利用などを推進します。

乳がん検診従事者の技能向上

- ・医師会等と連携し、乳がん検診マンモグラフィ読影認定医師講習会の開催により、不足している認定医師を養成します。

子宮頸がん予防ワクチンの接種

- ・市町村が実施する接種事業において、対象年齢のすべての県民がワクチンの接種が受けられるよう、ワクチンの接種を推進します。

子宮がん検診の受診の普及啓発

- ・子宮頸がんはワクチンで予防できる病気ですが、ワクチンの予防接種ですべて防げるものではないため、がん検診を併せて受診することで一層の効果が得られます。子宮がん検診の受診の必要性について、受診者に周知し、理解を得るよう普及啓発します。

女性特有のがんに関するがん検診の新たな検査項目への対応

- ・子宮頸がん検診に関するHPV検査などについて、国の動向を踏まえ、県として必要な対応を行います。

女性がん患者への支援

- ・ピアサポーター養成研修会を患者団体等と連携して開催し、養成していきます。
- ・患者サロンやがん文庫の設置、ピアサポートへの取組を支援します。
- ・患者会等に関する情報の集約や患者会の交流会などの支援を通じて、平成25年度から患者会のネットワークづくりを進めます。

- ・患者会に関する情報を含め、がん患者やその家族等が利用しやすいがんに関する情報をホームページ等で県民に提供します。

(4) 感染に起因するがんの予防対策

肝炎ウイルスに関する県民への正しい知識の普及啓発を行うとともに、市町村等と連携した検査体制の整備及び受検・受診勧奨を促進します。また、子宮頸がん予防ワクチンの接種と子宮がん検診の受診について普及啓発します。

ア 肝炎ウイルス

【個別目標】

目 標	現 状 値	目 標 値	目 標 年 度
肝炎医療研修会受講修了者数	781人 (平成23年度)	1,700人	平成28年度

(取組の方向性)

肝炎に関する正しい知識の普及啓発

- ・ポスターやリーフレットの配布、彩の国だよりや県ホームページを通じての広報、肝炎に関する講演会の開催などにより、県民に対し肝炎に関する正しい知識の普及啓発をします。

肝炎ウイルス検査体制の充実

- ・全ての県民が少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を受検できるよう肝炎ウイルス検査の受検体制を整備します。
- ・県は、保健所及び委託医療機関において肝炎ウイルス検査を実施するとともに、各市町村検診において行っている肝炎ウイルス検査を引き続き実施するよう求めていきます。

肝炎医療に従事する医師等の資質向上

- ・県は埼玉県肝疾患診療連携拠点病院と連携して、肝炎医療研修会の開催し肝炎医療に従事する医師等の資質向上を図ります。

肝炎医療費助成の実施

- ・抗ウイルス療法の医療費を助成し、慢性肝炎の早期治療を促進します。

肝炎患者支援手帳の作成・配布

- ・肝炎患者等に対する情報提供や肝疾患診療連携等に資するため、肝炎の病態、治療方法、肝炎医療に関する制度等の情報を取りまとめた肝炎患者支援手帳を肝炎患者等に配布します。

肝炎患者及びその家族への支援

- ・埼玉県肝疾患診療連携拠点病院と連携して「肝臓病相談センター※」を運営するとともに、肝臓病教室を開催し、肝炎患者等の不安軽減、適切な肝炎治療の選択など肝炎患者及びその家族への支援を図ります。

イ HPV

(取組の方向性)

子宮頸がん予防ワクチンの接種（再掲）

- ・市町村が実施する接種事業において、対象年齢のすべての県民がワクチンの接種が受けられるよう、ワクチンの接種を推進します。

子宮がん検診の受診の普及啓発（再掲）

- ・子宮頸がんはワクチンで予防できる病気ですが、ワクチンの予防接種ですべて防げるものではないため、がん検診を併せて受診することで一層の効果が得られます。子宮がん検診の受診の必要性について、受診者に周知し、理解を得るよう普及啓発します。

ウ HTLV-1

(取組の方向性)

HTLV-1に関する相談支援・普及啓発

- ・保健所では、専門の職員による県民からの相談に応じるとともに、国と連携しながら正しい知識の普及啓発を行います。

HTLV-1感染予防対策

- ・市町村の妊婦健康診査において検査を実施していきます。
- ・県保健所では、検査体制を整備し、県民からの検査依頼に対応していきます。

エ ヘリコバクター・ピロリ

(取組の方向性)

ヘリコバクター・ピロリへの対応

- ・胃がんと関連するヘリコバクター・ピロリについては、除菌の有用性に関する国の動向を踏まえ、県として必要な対応を行います。

2 質の高いがん医療の提供

がん医療の提供に当たっては、がん患者の意向を尊重した治療や療養を行う体制の充実を図るとともに、このために必要な医師などの医療従事者の知識や技術の向上も図り、質の高いがん医療の提供を目指します。

(1) がん医療の充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成

ア がん診療連携拠点病院の機能強化

【個別目標】

目 標	目 標 年 度
県立がんセンターの新病院整備により機能を強化する	平成25年度

(取組の方向性)

埼玉県立がんセンター新病院（都道府県がん診療連携拠点病院〈国指定〉）

- ・埼玉県立がんセンターは、都道府県がん診療連携拠点病院として、県内のがん医療の水準向上や均てん化を牽引する役割を担っています。がん医療やがん対策が急速に進展する中、こうした役割を十分果たせるよう、「高度先進的ながん医療」をはじめ、「がん医療の専門的な人材の育成機能」、「がん患者や家族の支援機能」など必要な強化を図ります。



県立がんセンター新病院のイメージ図

「埼玉県立がんセンター新病院」

■ 高度先進がん医療を実践する病院

(1) 放射線診断と遺伝子診断を強化

- ・PET-CT、SPECT-CTの導入
- ・次世代ゲノムシーケンサーの導入

(2) 身体的負担が少なくQOLの高い治療

- ・ロボット手術の導入、内視鏡手術の充実
- ・放射線治療の強化
- ・外来化学療法ベッド数の増床、分子標的治療を拡充

(3) チーム医療の充実

- ・患者ごとに3大治療を組み合わせ、チーム医療で集学的がん治療を実施

(4) 地域医療機関への支援、地域連携の強化

- ・がん専門研修の実施
- ・地域連携クリティカルパスの積極的運用

■ 患者と家族にやさしい病院

(1) 安らぎと癒しの提供

- ・緩和ケア病床18床を36床に増床
- ・患者満足度の向上

(2) 初診外来から在宅療養支援までの患者サービスの提供

- ・相談支援センターの機能強化

イ 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とチーム医療の推進

(取組の方向性)

高度先進的ながん治療が受けられる体制の整備

- ・拠点病院等を中心に、医療の質の向上に努め、様々ながんの病態に応じ、放射線療法、化学療法及び手術療法等を組み合わせた集学的治療の提供に引き続き努めます。
- ・拠点病院等は、放射線療法、化学療法及び手術療法に関わる専門の医療従事者を養成し、適正な人材の配置を行うとともに、各療法に多職種で構成されたチームを設置し、質の向上を図ります。
- ・拠点病院等は、手術療法による合併症予防や術後の早期回復のため、麻酔科医や手術部位などの感染管理を専門とする医師、口腔機能・衛生管理を専門とする歯科医師などとの連携を図り、質の高い周術期*管理体制や術中迅速病理診断*などを確実に実施できる体制の整備を図ります。

医療連携等の促進

- ・拠点病院等を中心に、地域連携クリティカルパスの運用を促進し、地域での効率的な医療連携を図ります。
- ・拠点病院等で治療を受けている患者については、医科歯科連携による歯科治療及び口腔ケア、食事

療法などの栄養管理、リハビリテーション※の推進など職種間の連携を推進し、各種がん治療の副作用・合併症の予防や軽減、患者の更なる生活の質の向上を図ります。

患者本位の医療体制の充実

- ・県では、患者さんと医療機関がよりよい関係を築くことを後押しするため、平成17年度から「患者さんのための3つの宣言」実施医療機関登録事業を開始し、現在、1,264件の病院等が登録しています。引き続き、患者本位の医療の普及・定着を図ります。

「患者さんのための3つの宣言」

次の3つの宣言を医療機関が自ら宣言して、宣言書を院内に掲示し実践するものです。

- 1 患者さんへ十分な説明を行い、同意を得て医療を提供します。
- 2 患者さん御自身の診療情報を開示します。
- 3 セカンドオピニオンに協力します。

- ・拠点病院等では、がんを診るすべての医師がインフォームドコンセントを行い、セカンドオピニオンを推奨するため、研修会などによりコミュニケーションスキルの向上に努めます。また、治療中でも、冊子や視覚教材などの分かりやすい教材を活用し、患者が自主的に治療内容などを確認できる環境の整備を図ります。

チーム医療の推進

- ・拠点病院等を中心に手術療法、放射線療法及び化学療法等を組み合わせた集学的治療や医療従事者が安心かつ安全で質の高いがん医療を提供できるよう、多職種の専門性を活かし、医療従事者の連携と補完を重視した多職種でのチーム医療を推進します。
- ・特に、各療法の専門医、専門・認定看護師、薬物療法認定薬剤師、放射線治療専門放射線技師、医学物理士など専門性の高い人材の適正配置及びがん看護体制の更なる強化に努めます。
- ・各種がん治療に対して専門的な知識を有する医師等が患者の治療方針等について総合的に検討するがんセンターボードでは、放射線診断医や病理診断医等が参加する診療体制の整備を図ります。
- ・リハビリテーションの推進や食事療法による栄養改善、口腔ケアの推進など職種間連携の推進に努めます。

ウ がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成

【個別目標】

目 標	目 標 年 度
拠点病院のがん治療専門医を増やす	平成29年度

(取組の方向性)

がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成

- ・拠点病院等は、がん医療に携わる医療従事者に対する研修の質の維持向上に努め、地域のがん医療を担う医療従事者の育成に取り組みます。
- ・医療機関は、院内のがん専門の医療従事者の育成に努め、医療従事者が研修等へ参加しやすい環境づくりに努めます。

(2) 小児がんへの対策の充実

小児がん患者やその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるよう小児がん対策を推進します。

【個別目標】

目 標	目標年度
小児がん拠点病院の整備・充実を図る	平成29年度

目 標	目標年度
小児がん医療連携体制を構築する	平成29年度

目 標	目標年度
県立小児医療センターの新病院整備により機能を強化する	平成27年度

(取組の方向性)

小児がん拠点病院（国指定）の整備・充実

- ・県立小児医療センターは、小児がん拠点病院（国指定）としての機能の整備・充実を図ります。

小児がん医療連携協力体制の整備

- ・小児がん患者が速やかに適切な治療を受けられるよう、県内外の複数の小児がんを扱う専門医療機関のネットワークを構築し、相互に連携しながら、質の高い小児がん医療を提供します。
- ・小児がん経験者が安心して暮らせるよう長期のフォローアップ体制を検討していきます。

情報提供・支援体制の充実

- ・相談支援センター機能の充実を図り、小児がん患者及びその家族への心理社会的な支援及び小児がん医療やその療養のための情報を提供します。

県立小児医療センターの新病院整備による機能強化

- ・新病院整備では、小児がん拠点病院として更なる機能の充実を図り、診療の質的・量的拡充によって、成人がんに比して遅れている小児がん対策を総合的に推進します。

3 がんと診断された時からの緩和ケアの推進と相談支援等の充実

(1) がんと診断された時からの緩和ケアの推進

身体的な苦痛、精神心理的な苦痛及び社会的な苦痛に対するケア等を含めた全人的な緩和ケアを患者やその家族などが、がんと診断された時から切れ目なく患者の療養場所を問わず適切に提供できる体制の整備を推進します。また、緩和ケアに関する専門的な知識や技能を有する医師、緩和ケアチーム等を育成していくための研修の実施を推進します。

【個別目標】

目 標	現 状 値	目 標 値	目 標 年 度
緩和ケアセンターの整備数	0か所	1か所	平成26年度

目 標	現 状 値	目 標 値	目 標 年 度
がん診療に携わるすべての医師が緩和ケア研修を修了している拠点病院	0 病院	すべての拠点病院	平成29年度

(取組の方向性)

緩和ケアセンターの整備

- ・がん性疼痛をはじめとする苦痛を抱えた患者に対し、より迅速かつ適切な緩和ケアを提供するため、

「緩和ケアセンター」を整備を図ります。

緩和ケア病棟（病床）の整備促進

- ・身近な地域で、患者の希望に応じた病棟緩和ケア、在宅緩和ケアが受けられる体制を整備するため在宅緩和ケアの後方支援機能を持った緩和ケア病棟の計画的な整備を促進します。

緩和ケアの充実

- ・拠点病院を中心に、精神腫瘍医などの専門の医師をはじめ、がん看護の専門看護師・認定看護師、社会福祉士等の適正配置を進め、緩和ケアチームや緩和ケア外来の診療機能を向上させます。
- ・拠点病院等は、院内の相談支援センターや他の拠点病院等、在宅医療機関等との連携を進めることにより、がんと診断された時から切れ目のない緩和ケア診療体制の整備を図ります。
- ・患者やその家族が緩和ケアや医療用麻薬について正しく理解ができるよう分かりやすい説明資料等により適切な説明を行うとともに、より患者の立場に立った緩和ケアを提供します。

在宅緩和ケア体制の充実

- ・地域連携クリティカルパスの運用により、緩和ケアが切れ目なく、在宅医療においても円滑に実施できるように在宅療養支援診療所・歯科診療所、訪問看護ステーション、薬局などと連携して適切な在宅緩和ケアが提供できる体制の整備を図ります。

緩和ケア充実に向けた人材育成

- ・県及び拠点病院等では、国の指針に基づく緩和ケア研修会を継続的に開催し、さらに研修会の質の維持向上、参加者が受講しやすい環境の整備を図ります。
- ・地域でがん診療に携わる医師や歯科医師、看護師、薬剤師等医療関係者に対する基本的な緩和ケアについての研修の実施体制について、拠点病院等と協議・検討します。

緩和ケアの普及啓発

- ・県及び拠点病院等は、医療関係者や県民の理解を深めるために、ホームページやリーフレット、講演会等により緩和ケアの必要性や有益性等に関する普及啓発を行います。

(2) 情報提供・相談支援の充実

がんに関する正しい情報の提供により患者やその家族が適切な治療を選択できるよう、がん相談支援センター機能の充実強化を図り、患者やその家族にとってより活用しやすい相談支援体制の整備を図ります。

【個別目標】

目 標	現 状 値	目 標 値	目 標 年 度
地域統括相談支援センターの設置数	0か所	1か所	平成29年度

目 標	現 状 値	目 標 値	目 標 年 度
がん文庫の設置	0か所	すべての拠点病院	平成29年度

目 標	現 状 値	目 標 値	目 標 年 度
患者サロンの設置	8か所	すべての拠点病院	平成29年度

目 標	現 状 値	目 標 値	目 標 年 度
ピアサポーターによる対応が可能な相談支援センター	0か所	すべての拠点病院	平成29年度

(取組の方向性)

県の取組

- ・県内に1か所地域統括相談支援センターを設置し、患者・家族らに、医療だけでなく、心理、生活、介護など在宅療養に必要な相談、こころのケアを含めた相談支援にワンストップで対応する体制の整備を図ります。
- ・がん相談支援センターが行う相談支援、情報提供、県民向けの普及啓発などの取組を支援します。
- ・がん対策情報センターによる研修を終了した相談員の配置、相談員の資質向上のための研修の受講を促進します。
- ・拠点病院等と連携し、相談支援センター利用者を対象にした「満足度調査」を定期的を実施し、分析・評価します。
- ・ピアサポーター養成研修会を患者団体等と連携し開催し、養成していきます。(再掲)
- ・患者サロンやがん文庫の設置、ピアサポートへの取組を支援します。(再掲)
- ・患者会等に関する情報の集約や患者会の交流会などの支援を通じて、平成25年度から患者会のネットワークづくりを進めます。(再掲)

- ・患者会に関する情報を含め、がん患者やその家族等が利用しやすいがんに関する情報をホームページ等で県民に提供します。(再掲)

がん診療連携拠点病院等の取組

- ・地域統括相談支援センターでは、患者・家族等からの医療、心理、生活、介護など在宅療養に必要な相談、こころのケアを含めた相談にワンストップで対応するとともに、ピアサポート充実への取組を行います。
- ・地域統括相談支援センターでは、各拠点病院相談支援センターの相談員を対象に医療、心理、生活、介護等における相談スキルの向上を図るための研修を実施します。
- ・相談支援センターの人員確保、院内・院外の広報、相談支援センター間の情報共有や協力体制の構築、相談者からのフィードバックの取得などの取組を実施します。
- ・がん医療をはじめとするがんに関する最新情報をごん患者を含めた県民に提供するため、ホームページや情報提供コーナーを充実します。
- ・相談支援センターと院内診療科との連携を図り、特に精神心理的苦痛を持つ患者やその家族に対して専門家による診療を適切な時期に提供するよう努めます。
- ・がん患者や経験者との協働を進め、相談支援業務等にピアサポーターを活用します。
- ・患者サロン、がん文庫の設置などがん患者やその家族を支援する取組を進めます。

4 がん患者の在宅医療の推進

在宅医療を希望するがん患者に対し、円滑に切れ目なく在宅医療・介護サービスへ移行できるよう、病院、診療所・歯科診療所、訪問看護ステーション、薬局、介護サービス等との連携を進め、療養支援のために必要な連携体制の構築を推進します。また、在宅緩和ケアを提供するかかりつけ医等に対するがん診療連携拠点病院等の支援を推進します。

【個別目標】

目 標	現 状 値	目 標 値	目 標 年 度
(仮称) がん在宅療養相談支援センターの設置数	0か所	15か所	平成29年度

目 標	現 状 値	目 標 値	目 標 年 度
在宅療養支援診療所数	432か所 (平成23年度末)	700か所	平成29年度

目 標	現 状 値	目 標 値	目 標 年 度
がん患者の在宅看取り率	7.4% (平成22年人口動態統計)	10.0%	平成29年度

(取組の方向性)

県の取組

- ・病院、診療所、歯科診療所、訪問看護ステーション、薬局、福祉関係機関等との連携を促進します。
- ・患者やその家族と他職種を結び、地域においてがん患者の在宅療養に必要な医療や介護サービスを総合的に調整する（仮称）がん在宅療養相談支援センターの設置について検討します。
- ・在宅緩和ケアを提供するかかりつけ医などに対し拠点病院等が支援する取組を促進します。
- ・薬局に対し、麻薬小売業者間譲渡許可制度や薬事法施行規則の一部改正（無菌調剤室の共同利用）について周知し、麻薬小売業者免許の取得や訪問薬剤管理指導・無菌製剤処理加算の届出を促進します。
- ・がん性疼痛管理や医療用麻薬に詳しい医師、歯科医師、看護師、薬剤師に対する研修を実施します。

がん診療連携拠点病院等の取組

- ・地域の在宅療養支援機能を有する医療機関との連携を図り、円滑な在宅医療への移行に努めます。
- ・かかりつけ医等が行う在宅緩和ケアを支援します。
- ・地域の医療関係団体等と連携し、各種研修会やカンファレンスなどを実施します。

5 がん登録の推進

がん登録には、都道府県単位でがんに関するデータを把握する地域がん登録、医療機関のがん診療の実態を把握する院内がん登録、学会等が中心となっていく臓器別がん登録※があります。

本県の地域がん登録は、平成24年度から県内のすべての医療機関を対象に登録票の収集を始めました。早期に精度の高い統計データを提供します。

【個別目標】

目 標	現 状 値	目 標 値	目 標 年 度
県内のがん患者の実態を把握している割合	なし	70%以上	平成29年度

(取組の方向性)

県の取組

- ・ より多くの届出票を収集するため、医師会、がん診療連携協議会と連携を図り、届出医療機関を拡大します。また、がん登録の実務者を支援するため、届出票作成の具体的方法等を説明する研修会を毎年度定期的に開催します。届出票の提出方法についても、地域がん登録の実施体制の整備にあわせて、検討を進めます。
- ・ 都道府県を越えた患者情報の引継ぎについて、隣接する都県との連携について協議を行います。
- ・ 実施に当たり、がん患者を含めた県民や医療機関の理解が必要であることから、地域がん登録の意義や個人情報保護の徹底について理解の促進を行います。
- ・ 国立がん研究センターが定める標準的な方式による地域がん登録データを3年以内に作成することを目指し、早期に登録精度の向上を図ります。
- ・ 地域がん登録等で得られたがんに関するデータについて、本県のがん対策の策定や評価に活用するとともに、その成果を県民に情報提供します。
- ・ 地域がん登録が早期に高い精度の登録データを策定できるよう登録室の体制を充実します。

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
届出票入力	→				
死亡小票入力	→				
遡り調査		H24 年分 →	H25 年分 →	H26 年分 →	
統計データ			⇨	⇨	⇨

医療機関の取組

- ・ がん診療を行う医療機関は「標準登録様式」による院内がん登録を推進し、その内容の充実を図ります。
- ・ がん登録実務者の育成を推進し、登録精度の向上に努めます。地域がん登録との連携を強化し円滑かつ迅速な登録を行います。
- ・ 拠点病院は、院内がん登録のデータを収集・分析し、院内がん登録のデータを公表するように努めます。

6 がんの教育と普及啓発及び働く世代へのがん対策の充実

(1) がんの教育と普及啓発

子どもや県民一人ひとりが、がんに関する正しい知識を持ち、がんを予防していくためのがん教育の促進や普及啓発を推進します。

【個別目標】

(再掲)

目 標	現 状 値	目 標 値	目 標 年 度
がん検診受診推進サポーター・がん検診県民サポーターの養成者数	3,000人 (平成24年9月現在)	13,000人	平成29年度

(取組の方向性)

ア がんの教育

- ・がんの教育の取組についての検討等を行うため、行政や医療関係者等から構成される検討会を設置し、先進事例の収集や民間企業との連携による視覚教材の活用、医療関係者等による出前授業などの取組について検討し、試行していきます。

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
検討会	検討会設置	検 討			
取組内容	・事例収集 ・出前授業等の試行			出前授業等の普及	

イ 県民への普及啓発

(ア) 県の取組

- ・ホームページなどの様々な広報媒体を活用し、県民へのがんの正しい知識、がん検診や緩和ケアに関する普及啓発や市町村の取組を支援します。
- ・企業等が実施する店舗スペースを活用した啓発活動やがんセミナーなどを協定締結企業等と連携・協働し、県民へのがんの正しい知識の普及啓発やがん検診受診促進活動に取り組みます。
- ・がん検診受診推進サポーターやがん検診県民サポーターを継続的に養成し、県民に個別、直接的に

がんの正しい知識やがん検診の受診を働きかけます。

- ・患者会、家族会の活動支援を通じて、県民へのがんの正しい知識の普及啓発活動に取り組みます。

(イ) 市町村の取組

- ・市町村広報誌やホームページなどを活用し、住民へがんの正しい知識に関する普及啓発を行います。
- ・がんに関する予防重点教育を実施します。
- ・患者会、家族会の活動支援を通じて、住民へのがんの正しい知識の普及啓発活動に取り組みます。

(ウ) がん診療連携拠点病院等の取組

- ・ホームページによる最新のがんに関する情報の提供や専門の情報誌の提供、市民公開講座等の開催によりがんに関する普及啓発を行います。

(エ) 民間団体等の取組

- ・がんに関する予防啓発キャンペーンの開催等を通じた、がんの正しい知識の普及啓発を行います。
- ・患者会等による情報提供・相談支援活動に取り組みます。

(2) 働く世代のがん対策の充実

働く世代が、がん罹患し社会から離れる影響を少なくするため、がん患者や家族が適切な医療や支援により社会とのつながりを維持し、生きる意欲を持ち続けられるような社会づくりを推進します。

【個別目標】

目 標	現 状 値	目 標 値	目 標 年 度
就労等に関する相談対応 が可能な相談支援センター	0か所	すべての拠点病院	平成29年度

(取組の方向性)

県の取組

- ・がん患者やその家族等に対しての就労に関する相談支援体制の充実・強化などについて検討するため、行政、医療関係者、MSW等から構成される「(仮称) 就労等に関する検討会」を設置します。
- ・官民協働によるがんに関する正しい知識の普及やがん患者等の就労への理解の促進を図ります。
- ・事業者に対して、がんの正しい知識やがん患者・家族の就労支援への理解を得るため、経済団体と連携した研修会・セミナーを県内各域で開催していきます。

がん診療連携拠点病院等の取組

- ・就労等に関して患者やその家族、事業主等が利用しやすい相談支援体制を充実・強化します。
- ・就労等に関する相談員のスキルアップを図るため、社会保険や労働制度などの専門家の協力を得た実践的な研修を実施します。
- ・医療現場と職場との連携機能の充実を図ります。

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
(仮称) 就労等に関する検討会	検討会設置	検討・評価	検討・評価		
(取組内容) スキルアップ研修	調査・検討	研修実施			
官民連携事業	普及・啓発				

事業者の取組

事業者は、勤労者が働きながら適切な時期に適切な治療または相談支援が受けられるよう配慮に努めていきます。

- ・職場等におけるがんに関する正しい知識の普及
- ・がん患者が働きながら治療、療養できる環境の整備
- ・家族ががんになった場合でも働き続けられるような配慮
- ・職場や採用選考時にがん患者・経験者が差別を受けることのない公正な取り扱いに関する留意など

医療機関

- ・医療機関は、医療従事者にとって過度な業務負担とならないよう健康確保を図った上で、患者が働きながら治療（外来化学療法など）を受けられるように、診療時間の延長などに配慮することが望ましい。